

プロジェクト 企業結合

項目 第 96 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 96 回企業結合専門委員会（2017 年 10 月 13 日開催）で審議された項目のうち、企業結合会計基準に係る条件付取得対価の取扱い（対価が返還される場合の取扱い）について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 事務局の分析及び提案内容の基本的な方向性は従来の会計処理の明確化と認識しており、同意できる。
3. 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）第 27 項(1)及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。）第 47 項(1)は、将来の「業績」に依存する条件付取得対価の会計処理について定めているが、業績以外の将来の特定の事象が発生した場合にも、企業結合会計基準（注 2）（注 3）で定める条件付取得対価の定義（将来の「特定の事象又は特定の結果」に依存）を参照するケースがあることから、企業結合会計基準第 27 項(1)及び結合分離適用指針第 47 項(1)の記載も企業結合会計基準（注 2）（注 3）の記載に合わせて修正することが考えられる。
4. 会計処理に関しては、対価の返還を受ける場合も含めて、適用指針だけでなく会計基準に定める方が読みやすいのではないか。
5. 事務局による返還される対価の認識時点の分析について、現行の条件付取得対価の定めを大幅に変えないことを前提とすると、他の会計基準との整合性を論拠にするよりも、交付又は引渡しの場合と同一のものとしたという理由付けの方が整理しやすいのではないか。
6. 仮に、事務局による返還される対価の認識時点の分析を基礎として検討する場合には、「対価を受け取った時点」と「確実となった時点」以外に、両者の間に含まれる時点（「極めて確実となった時点」）についても検討の対象とすることが考えられる。
7. 結合分離適用指針〔設例 5〕の修正案において、仕訳の勘定科目を「のれん償却」から「損益（差額）」に修正しているが、従来から当該設例を参考にして「のれん償却」が使用されてきたケースがあると考えられるため、修正する意図を説明する方

がよいのではないか。

8. 結合分離適用指針〔設例 5〕に追加した対価が返還される場合の設例案に関し、貸方に計上される「損益（差額）」の表示区分について判断に迷うことが考えられるため、説明を加える方がよいのではないか。

以 上